

監査等委員会設置会社制度の導入

アウトライン

平成27年5月1日に施行された改正会社法により企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関する部分が大きく変わりましたが、そのポイントは以下のとおりです。

- ① 監査等委員会設置会社制度の導入
- ② 社外取締役、社外監査役の要件の厳格化等
- ③ 社外取締役を選任していない会社における、選任することが相当でない理由（選任することで不利益・不都合が生じる等）の説明責任
- ④ 会計監査人選任等議案に係る、監査役会の決定権新設

本稿では①について解説しますが、制度導入の趣旨は以下のとおりです。

これまでのコーポレート・ガバナンスの形態は会社法上2つありました。一つは、上場企業の98%以上が採用している監査役会設置会社であり、もう一つは委員会設置会社です。なお、執行役員制度を採用している会社も多数ありますが、これは平成9年にソニー(株)が取締役会改革（取締役会の監督機能強化と員数削減を狙ったもの）の一環として導入した制度であり法的には認知されていません。

委員会設置会社は、社外取締役を過半数とする指名、監査、報酬の3委員会の設置と、業務決定・執行権限の取締役から執行役への委任により取締役会の監督機能強化を狙ったものです。しかし、3つの委員会のうち特に指名委員会と報酬委員会については、経営者から見れば社外者に指名（取締役人事）と報酬を委ねることへの抵抗感が大きいとされ実際には採用が進まず、上場会社で64社にとどまっています（平成27年6月16日時点）。

一方で、多くの会社が採用する監査役会設置会社は、監査役というコンセプトが海外投資家から理解されにくく（特に、取締役会の決議に参加できず、会計の専門家である必要もないという点）、このことが日本企業のガバナンスが脆弱との懸念を招来し、彼らの投資意欲を削いだのではないかとされています。また、改正会社法

により、これまでの社外監査役2名に社外取締役1名以上を加えなければならず、社外役員が3人以上必要になってしまうという負担感も強いようです(注)。

(注) 上記③により、1名以上の社外取締役選任が事実上義務化されたといえます。

さらに、平成27年6月に東京証券取引所の上場規程に盛り込まれたコーポレートガバナンス・コードでは、上場会社に対して2名以上の独立社外取締役設置を強く促しています。

そこで考え出されたのが監査等委員会設置会社です。この形態は、上記のような委員会設置会社や監査役会設置会社の負担感を軽減しつつ、社外取締役の活用による取締役会の監督機能の充実を企図するもので、委員会設置会社に要求される指名、報酬の両委員会は不要とし、(監査役をなくして)3人以上の取締役で構成される監査等委員会のみを置けばよいとされています(ただし、監査等委員の過半数は社外取締役である必要があります。また、会計監査人は置かなければなりません。)(会社331条6項・327条5項)。業務執行は監査役会設置会社と同様取締役が行います。また取締役の任期は1年とされましたが、監査等委員である取締役の任期は2年とされています(会社332条3項・4項)。なお、監査等委員会設置会社という形態が新設されたこととともない、これまでの委員会設置会社は「指名委員会等設置会社」と名称変更されましたので、以下そのように表記します。

監査等委員会設置会社の大きな特徴の一つは、社外取締役を過半数選任した場合、または株主総会で定款変更をした場合には、取締役会から個々の取締役に重要な業務執行事項の決定権限を委任できるとされたことです(会社399条の13第5項・6項)。これは指名委員会等設置会社における執行役への権限委任と同じ考え方で、経営の機動性を増し、社外取締役が監督機能を発揮しやすくすることを狙ったものです。また、指名委員会等設置会社の監査委員会と同様、内部監査機能を使った監査が期待されることから常勤者は不要とされ、また、そのため監査役制度の特徴である「独任制」という考え方はとらず、「監査等委員会として」監査を行うという考え方をとっています。したがって、取締役に職務の執行状況の報告を求める場合も、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役が行うこととされています(会社399条の3)。

もう一つの特徴として、取締役等の会社との利益相反取引について監査等委員会が事前に承認した場合、当該取引に係る取締役会決議に賛成した取締役の任務懈怠の推定が解除されるという考え方が導入されることがあります(会社423条4項)。このことは、裏からいえば、当該決議に賛成した取締役の法的責任追及を事実上困難にする効果があるため、その分監査等委員である取締役としても(自らの責任を問われることにもつながりますから)慎重な判断が必要になります。

なお、監査等委員である取締役は、その報酬や、選任、解任、辞任について株主総会で意見を述べることができ、また辞任した者は株主総会に出席してその理由を述べるができるという独立性の確保のための配慮がなされています（会社361条5項・342条の2第1項・2項）。これは、監査役会設置会社における監査役に対する配慮と同様です。さらには、監査等委員取締役以外の取締役の報酬と、選任、解任、辞任についても株主総会で意見を述べるができるとされましたが（会社361条6項・342条の2第4項）、この部分は監査業務領域にプラスアルファとして追加されたものであり、監査「等」委員会の「等」はそのことを表しています。上記条文の表現は「株主総会で意見を述べるができる」とされ、「述べない場合」も想定した書きぶりになっていますが、一方他の条文では、監査等委員会はこの「意見の決定」をしなければならないとされていることから、意見の有無を含めて同委員会で十分審議する必要があります（会社399条の2第3項3号）。

今回の会社法改正により、コーポレート・ガバナンスのパターンは3つになったわけですが、その特徴を比較すると下表のようになります。

	監査役会設置会社 (公開・大会社の場合)	指名委員会等設置会社 (旧委員会設置会社)	監査等委員会設置会社
株主総会・取締役(会)の他に設置される機関	① 代表取締役 ② 監査役(会)(3名以上。うち、半数以上が社外監査役(会社335条3項))	① 代表執行役 ② 執行役 ③ 指名委員会(取締役3名以上。うち、過半数が社外取締役(④⑤において同じ。)(会社400条3項)。なお、監査役設置は不可(会社327条4項)) ④ 監査委員会 ⑤ 報酬委員会	① 代表取締役 ② 監査等委員会(取締役3名以上。うち、過半数が社外取締役(会社331条6項)。監査役設置は不可(会社327条4項))
取締役(会)の主な職務	① 重要な業務執行事項(※1)、内部統制システム(※	① 経営の基本方針、内部統制システム、その他の法定事項の	① 経営の基本方針、内部統制システム、その他の法定事項の

	2)等の決定と執行(会社362条2項1号・4項) ②取締役の職務の執行の監督(会社362条2項2号)	決定(会社416条1項) ②取締役・執行役の職務の執行の監督(取締役という立場での業務執行はできません。)(会社416条1項2号・415条)	決定(会社399条の13) ②取締役の職務の執行の監督(会社399条の13第1項2号) ③重要な業務執行事項の決定と執行の取締役への委任(社外取締役を過半数選任した場合、または株主総会で定款変更をした場合)(会社399条の13第5項・6項)
執行役の主な職務	—	重要な業務執行事項の決定と執行(上欄①の取締役会決定事項を除きます)(会社418条)	—

カレンダ総務四六

(※1) 重要な業務執行事項とは、「重要な財産の処分、譲受け」「多額の借財」「重要な使用人の選任、解任」「重要な組織の設置、変更、廃止」等をいいます(会社362条4項等)。

(※2) 内部統制システムとは、「業務の適正を確保するための体制」をいいます(会社362条4項)。

チェックポイントと解説

株主総会の準備等を適切に行った

監査等委員会設置会社へ移行する場合は、まず、株主総会でその旨の定款変更決議を行う必要があります(会社326条2項)。さらに、監査等委員である取締役の選任と報酬の決議を行いますが、この決議は他の取締役と区別して行わなければなりません(会社329条2項・361条2項)。

また、アウトラインのとおり、社外取締役を過半数選任した場合または株主総会

二七二ノ二ノ五

で定款変更決議をしてその趣旨の定めを置いた場合は、指名委員会等設置会社同様重要な業務執行事項の決定権限を柔軟に個々の取締役委任できるため、その是非につき慎重な検討が必要です(会社399条の13第6項)。そして、その検討の結果に応じて取締役会規程(付議基準)を改正することになります。

監査等委員となる取締役候補者を適切に検討した

これもアウトラインのとおり監査等委員会は3人以上の取締役で構成されますが、その過半数が社外取締役でなければなりません。社外性については主に以下のような要件が必要です(会社2条15号)。

- ① 自社または子会社の業務執行取締役等でないこと(過去10年間に付き同様)
- ② 親会社の取締役等でないこと
- ③ 兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
- ④ 自社の取締役等の近親者(配偶者、2親等内の親族)でないこと

また、候補者の検討に当たっては、当然ではありますが監査役ではなく取締役としての適性を満たしているかどうかという観点からの見極めが必要になります。監査役は監査業務の範囲は、最近は幅広に考えられているとはいえ、やはり適法性の観点からの監査が中心です。一方、監査等委員は取締役ですから、監査の仕事に加え社長以下の執行サイドのパフォーマンスを監督する仕事がかかります。監査役と違い、取締役会の一員として経営に係る重要事項について議決権を有することはいうまでもありません。このように監査役とは役割が大きく異なりますから、人選についてもこのことに十分配慮する必要があります。

カ
レ
ン
ダ
総
務
四
六

監査等委員取締役候補者に、その役割と責任を理解してもらった

上記のとおり監査役とは役割と責任が大きく異なりますから、監査等委員である取締役候補者にはそのことを十分理解してもらい、特に、監査役から横滑りする者がいる場合には監査役との違いを理解してもらい、頭を切り替えてもらう必要があります。また、これもアウトラインにあるように「監査等」の「等」の部分(監査業務以外の領域として、取締役の候補者決定と報酬について株主総会で

一
三
七
二
ノ
二
ノ
六

の意見陳述権があること)についての理解も重要です。陳述権があるということは、この権限を行使しない場合にもその理由を説明できるようにしておかなければならないからです。言い方を変えれば、取締役の候補者決定と報酬については、指名委員会等設置会社の指名委員会、報酬委員会に準じた審議を監査等委員会で行う必要があるということです。

常勤の監査等委員取締役を置くかどうか検討した

上記のように、常勤者を置くことは義務付けられていませんが、十分な情報収集手段の確保、監査品質の維持・向上の観点からその要否は慎重に検討する必要があります。また、公開会社の場合は常勤者の有無とその理由について事業報告に記載する必要があるため、そのことも念頭に置いて検討しなければなりません。常勤者を置かない場合には、内部監査部門との連携を一層強化したり、監査等委員会への社内情報提供ルートを作る等、監査等委員である取締役が適切に動けるよう必要な情報確保策等を講じる必要があるでしょう。

なお、監査等委員会による情報収集の十分性を確保するため、常勤者の有無にかかわらず、会社は、自社（及び子会社）の取締役や使用人等から自社の監査等委員会に報告を行う体制を構築する義務があるとされています（会社則110条の4第1項4号）。

取締役への権限委任をする場合、委任の範囲を検討した

アウトラインにあるように、社外取締役を過半数選任するか、定款変更をした場合は、指名委員会等設置会社同様重要な業務執行事項の決定権限を取締役に委任できますが、委任の範囲は柔軟に設計できます。相当程度の委任をしないと委任の趣旨が生かせませんし、委任しすぎると取締役会の監督機能が骨抜きになるおそれ（社長以下執行サイドの暴走）もありえます。したがって、委任の範囲を適切に定めるとともに、委任した事項についても、取締役会への事後報告を求める等の仕組みが必要でしょう。

責任限定契約締結の要否を検討した

役員等が任務懈怠により会社に対し損害を与えた場合は賠償責任を負うこととなりますが、その場合の責任限定の考え方が変わりました。改正前の会社法では、責任限定の対象となる者は社外取締役、社外監査役等、「社外性」に焦点を当てた設計になっていましたが、改正会社法では「非業務執行性」に焦点を当てた設計になっています。つまり、社外か社内かという仕分けでなく、業務執行に携わっているかないかという仕分けになったということです。したがって、業務執行を行わない監査等委員取締役も対象となり、その中には社内監査役から横滑りした者も含まれます。彼らはこれまで（社内出身のため）監査役としては責任限定契約を結ぶことができませんでしたが、今後は可能になるため締結の要否につき新たな検討が必要となり、締結するためには定款変更が必要となります（会社427条3項）。なお、責任限定契約における責任限度額は、定款で定めた範囲で会社が定めた額と、会社法上の最低責任限度額（報酬の2年分）のいずれか高い方とされています（会社425条1項）。

監査等委員取締役の個々の報酬を適切に決定した

監査等委員である各取締役の報酬は、定款の定めや株主総会の決議がない場合、監査等委員である取締役の協議より決定する必要があります（会社361条3項）。ここでも、監査役から監査等委員である取締役に横滑りした者がいる場合には配慮が必要です。監査役ではなく、取締役としての適切な報酬レベルを検討しなければならないからです。